

2022年度(第48回)丸紅基金 社会福祉助成金募集要項

社会福祉法人 丸 紅 基 金

当基金は、国民福祉の向上に資することを目的とし、社会福祉事業に対する助成を行うため、丸紅株式会社の拠出金により、1974年9月厚生大臣の認可を受けて設立されたものであります。

設立の翌年、1975年より全国の福祉施設や団体が必要とする設備、機器、車輛、家屋のほか、各種団体が行う調査・研究活動などの資金助成として、毎年約1億円の助成を継続し、本年度で48回目を迎えました。

つきましては2022年度助成金の募集を、下記のとおり実施いたします。

記

1. 助成金額・件数

助成金総額は1億円を目処とし、50件以上の助成を行います。

助成申込金額は限定しませんが、1件当りの助成金額は、200万円を上限とします。

2. 助成の対象

当基金の助成は、わが国における社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体が企画する事業案件で、次の条件を具備するものを対象とします。

- (1) 申込者(実施主体)は、原則として非営利の法人であること
(ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする)
- (2) 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること
- (3) 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のものであること
(2022年12月から2023年11月末の1年間に、申込案件が実施・完了される事業が対象)
- (4) 一般的な経費不足の補填でないこと
- (5) 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助がないこと、また他の民間機関からの助成と重複しないこと

3. 選考基準

選考にあたっては、次の各項を勘案します。

- (1) 先駆的・開拓的な事業案件であって、社会福祉の充実・向上に波及効果が期待されるものを優先します。
- (2) 緊急性が高いものを優先します。
- (3) 社会福祉事業に従事する人々の環境改善・向上に役立つものを優先します。
- (4) 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。

4. 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記添付書類と共に事務局宛にご送付願います。

<添付書類>

- ① 定款（任意団体の場合は、規約などの内部規定）
- ② 役員名簿
- ③ 申込団体の決算書（直近の貸借対照表及び事業活動計算書、またはこれらに類するもの）
- ④ 対象事業案件に要する費用の根拠となる書面
（見積書、購入商品のパンフレット・カタログの抜粋、写しなど）
- ⑤ 団体・施設の案内書（最近の活動状況が分かる刊行物があれば、併せて添付してください）
- ⑥ 本部および申込対象施設の所在地地図
- ⑦ 法人格をお持ちの団体は、登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

なお、申込書用紙など申込関係書類は、当基金のホームページ(<http://www.marubeni.or.jp/>) からダウンロードされるか、下記を明記の上、ファックス、またはホームページのお問い合わせフォームにて当基金にご請求ください。

・郵便番号と住所 ・団体名 ・担当者名 ・電話番号 ・ファックス番号

5. 申込受付期間

申込は郵送のみとし、2022年5月2日より同年6月30日まで受付けます。

（6月30日消印のものまで有効）

6. 助成の決定、通知

助成先、金額は、選考委員会にて選考の上、理事会に諮り、決定します。

採否の結果については、2022年10月下旬にお申込頂いた全団体の代表者宛に通知します。

7. その他

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けられません。
- (2) 申込は1団体1件に限ります。
- (3) 選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を提出していただく、あるいは訪問調査をさせていただくことがあります。
- (4) 助成が決定したときは、所定の「承諾書」、その他必要書類を提出していただいた上で、助成金を銀行振込にて送金いたします。
助成事業案件を実施した後、助成対象物件に当基金のロゴマークを貼付し、所定の「支出報告書」「完了報告書」を提出していただきます。
また、2年後に助成事業案件のその後の状況について「現況報告書」を提出していただきます。

<問い合わせ・書類の送付先>

〒100-8088

東京都千代田区大手町1-4-2 丸紅ビル

社会福祉法人 丸紅基金

電話：03-3282-7591/7592 FAX：03-3282-9541

E-mail: mkikin@marubeni.com

HP： <https://www.marubeni.or.jp/>

以上